

第 1 0 回大阪府環境審議会
会 議 録

平成9年11月6日(木)

ニューコクサイ6階「末広の間」

(午後2時00分開会)

○事務局 それでは、お待たせいたしました。まだお見えでない先生の方々もおられますが、予定の時刻が参りましたので、ただいまから第10回大阪府環境審議会を開会させていただきます。

現在ご出席いただいております委員の人数は33名でございます、大阪府環境審議会条例の規定によりまして、本会は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

お手元に配付させていただきます資料をちょっと確認させていただきたいと存じます。

(配付資料確認)

それでは、早速議事にお入りいただきたいと存じますので、矢吹会長よろしく願い申し上げます。

○矢吹会長 本日の審議会は、お配りいたしました次第のとおり、「大阪府の環境影響評価制度の在り方」について府民の皆様方からご意見をお聴きする場でございます。応募のあった17名の皆様全員から順次ご意見をお聴きし、その後、今後の審議の進め方について確認して、遅くとも5時には終了いたしたいと考えておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

それでは最初に、意見聴取の趣旨等につきまして説明させていただきます。

本審議会は、本年6月大阪府知事から「環境影響評価制度の在り方について」の諮問をお受けし、審議を進めているところでございますが、前回の9月11日に「大阪府の環境影響評価制度の在り方について」の中間まとめを作成いたしました。この中間まとめをもとに、府民の皆様方からご意見をお聴きする機会を設けることとして、また、文書によるご意見の受け付けとヒアリングによる意見聴取を行うことになり、本日の審議会の開会の運びとなりました。

本審議会といたしましては、本日のご意見や、別途文書でいただいたご意見を参考にいたしまして、今後さらに審議を進めていきたいと考えている次第でございます。本日発表される皆様には、限られた時間でございますが、どうか忌憚のないご意見をお出しくださいますようよろしくお願いいたします。

引き続き、本日の進行方法についてご説明いたします。

本日の発表会は全部で17名と多数になっております。全体の時間の制約もございまして、発表される方の持ち時間は各自8分以内でお願いいたします。事務局で終了2分

前に1度、終了時間に2度鈴を鳴らしますので、ご協力よろしくお願ひ申し上げます。

また、発表の前半に8人、後半に9人とし、前半と後半の間に少し休憩をとらせていただきますので、あわせてよろしくお願ひいたします。

それでは、ヒアリングを始めたいと思います。意見発表の順序は、お配りいたしております「意見要旨集」の目次にありますように、50音とさせていただきますが、ご本人の申し出もございまして、一部順番が変わりますので、ご了承願ひます。

発表の皆さんには、私がお名前を申し上げますので、ご用意しております発表席で意見を述べていただきたいと思います。

最初は、大阪弁護士会公害対策環境保全委員会の赤津加奈美さんでございまして、赤津様どうぞよろしくお願ひいたします。

大阪弁護士公害対策環境保全委員会

赤 津 加奈美

私からは、大阪弁護士会公害対策環境保全委員会として、中間まとめに対する意見を述べさせていただきます。

まず、当委員会の基本的視点についてですが、中間まとめでは、従前の要綱制度を基本として、環境影響評価法での新設制度を取り入れる、このような立場であると理解しておりますが、これにとどまらず、法制度では実現しなかった手続についても取り入れ、また、従前の要綱制度では批判の多かった点を抜本的に見直していただきたい、このような立場で意見を述べさせていただきます。

意見書で詳細な点は述べておりますので、これを全部述べておりますと、とても8分では尽くせませんので、要点についてだけ述べさせていただきます。

重要な点は四つございまして、対象事業についてのスクリーニング、代替案、それから住民参加、不服申し立て、この4点について述べさせていただきます。

まず第1点目ですが、条例の対象事業については、基本的に全ての事業を対象とし、比較的小規模のものについてはスクリーニング制度を導入していただきたい。これが第1点目です。

アセス対象事業をできるだけ拾い上げるために、中間まとめの立場では、事業の種類と規模の拡大によって対応することを考えておられるようですが、これではどれだけ列挙しても、あるいはどれだけ小さくすそ切りをしても、必ず限界が出てまいりますのでござ

います。法がスクリーニング制度を導入した趣旨は、個別具体的判断によって必要かつ十分な対象事業を拾い上げるためのものと理解しております。また、例えば一般条項によって個別具体的判断をする、こういう手法もございますが、これでは基準が不明確となり、恣意的運用のおそれもございます。

そこで、対象事業については、条例の場合、むしろ基本的に全ての事業を対象とすることを原則とし、一定規模以下の小規模事業については、スクリーニングの手続によって個別具体的な判断をするほうがむしろ合理的ではないかと考えます。

そして、アセスメント制度は、本来、住民、事業者、行政の関係各当事者が合理的に合意を形成していくことによって、無用の紛争を防止する機能を果たすものでございますが、このようなアセスの機能にかんがみ、スクリーニングについては、地域住民の申し立てによってする、こうすることがむしろ合理的なのではないかと考えます。

次に第2点目ですが、代替案の検討については、方法書——これは要綱では実施計画書となるかと思いますが、方法書の段階からするようにしていただきたいと考えます。

理由ですが、本来のアセスメントは合理的意思決定のための手続制度であります。そして、合理的意思決定のためには、複数の代替案が存在することが当然の前提です。この意味で、代替案の検討は影響アセスメント制度の生命線ともいえるものであると考えます。

環境影響評価法は、第14条1項において、準備書に代替案の検討経過を記載することを求めています。中間まとめも、代替案の検討を求めていますもの、準備書への記載にとどまっております。しかしながら、法の規定については不十分という批判も多く、また代替案の検討は、その性質上、当初から行われるべきものであります。よって、少なくとも方法書の段階から代替案の検討がなされるべものと考えます。そして、代替案には、事業を実施しないことをも含めた代替案とされるのが本来の趣旨であると考えます。

第3点目の住民参加でございますが、住民も関係当事者の一人であるという観点に立ち、特に方法書の手続において、住民意見の提出に先立って、まず事業者説明会を開催していただきたいと考えます。

また、情報公開については、公告・縦覧の内容を充実するとともに、公告・縦覧手続にのらない関係文書については、公開を明記することによって、情報公開条例で公開することを保障していただきたいと考えております。

中間まとめでは「法で新設された住民参加手続を取り入れる」としておられ、大いに努力していただきたいものと考えます。ただ、法での住民参加は、情報収集手段としての位置づけにとどまっておりますので、これについて、条例では環境影響評価手続の当事者として住民を位置づけたい。ただ、これを条例に明記しますと、いろいろと法の関係で問題もございませうから、趣旨として明記されるかどうかはともかく、住民が関係当事者であるという認識に立っていただきたいと考えます。

そうすれば、各手続の段階において、住民参加手続がとられることは当然であり、前に述べたスクリーニング、事後監視についても住民参加手続を加えるべきであります。

そして、特に方法書——実施計画書でございますが——の段階では、いきなり住民に意見書を求めることになっておりますが、これは紛争予防の観点からしても、この前に事業者説明会を置くべきであります。また、公告・縦覧については、当事者の手続保障の観点から、公告・縦覧の方法、時間、場所について実質的に知らせるものでなければならぬし、基本を条例で規定することは当然の要請であると考えます。また、住民を限定しないことは、「何人も」と条例に明記していただきたいと考えます。

ただ、きめ細かな住民参加手続は、法律60条との関係で問題があると思われませんが、環境アセスメント制度が、本来、関係当事者の合理的意思形成による無用な紛争回避の機能を果たすものであることにかんがみ、このような機能を十分に発揮させる方向での手続はむしろ事業者にもメリットのあるものではないかと思えます。あるいは、手続の主体を事業者以外にすることによって法との問題は回避できるのではないかと考えます。

最後に、条例にも報道用の横断条項を置いていただきたい。また、事業の許認可処分について住民が不服申し立てできるとする規定を置いていただきたいと考えます。

中間まとめでは、不服申し立て制度について触れられておりませんが、環境影響評価制度では、住民も関係当事者であるにもかかわらず、不服申し立ての規定がなければ、現行訴訟法における原告適格の問題で門前払いをくいます。そこで、現行訴訟法のもとでも、条例上で事業の許認可処分について、住民が環境影響評価を理由として不服申し立てができる規定を置いていただければ、ひいては環境影響評価制度の実効性を担保することになると考えます。

最後に、2点でございますが、一つは、ようやく環境影響評価法によって、後は条例の内容いかんによって、本来の環境アセスメント制度との距離が実質的に決まるものと考えますので、大阪府のご英断と熱意に大いに期待したいと考えます。また、この間、

中間まとめが発表されてから、今月末には条例案が出されるとのことであり、住民の方としては意見をまとめるに大変忙しい思いをしております、大阪府の環境政策に基本的小にかかわる条例案の策定としては、多少拙速の感があるかと思ひます。少なくとも住民の意見を十分に反映した条例を制定していただけるよう願ひいたします。

以上です。(拍手)

○矢吹会長 どうもありがとうございました。

続きまして、公害のない住みよい泉佐野市をつくる市民連絡会相談役の岩本智之さん、どうぞよろしく願ひします。

公害のない住みよい泉佐野市をつくる市民連絡会 相談役 岩本智之

私、岩本と申しますが、ローカルには、ご紹介いただきました組織で、住民の方々と活動しております。また、大阪的には大阪から公害をなくす会、また、グローバルないしはインターナショナルなものとしては、地球環境と大気汚染を考へる全国市民会議カアサの役員として、来月開かれますCOP3の準備に忙しいところであります。

きょうは、アセス条例に際しての審議ということで、ローカルな問題から幾つか問題点をお話ししたいと思ひます。

この中間まとめの1ページ目には、まず、現府要綱によるアセスメントなるものが、府域の環境を保全に一定の成果を上げるとともに、制度として定着をみている、というように評価されております。私自身、この中間まとめ全体を読みまして、これまでの要綱や府の政策よりは随分前進した提言をしていただいていることに敬意を表するものでありますけれども、しかしながら、これまで行われてきました要綱によるアセスが果してこのように評価できるものかどうか、関西空港の例を引いてお話ししたいと思ひます。

いささか旧聞に属しますが、4年前のエイプリフルに、日本に在住する外国人の方々が英字新聞の「ジャパンタイムズ」をパロディーとした新聞をおつくりになりました。これは当時の日本の社会を痛烈に皮肉ったものであります、「編集人兼税務顧問シン・カナマル」と書いてありまして、そのトップ記事が「関西空港豪雨のため沈没」と書いてあるわけです。そして、ノアの方舟よろしく、関西空港の管制塔が荒波にのまれて沈没するようなイラストが書かれておりました。ここでは、救命ボートが用意されなけ

ればならないとか、地盤が毎月2 cmずつ下がっているのに、昼休みに労働者が目を放したすきに沈んでしまったというように、言いたい放題にからかっているわけですが、現実には本当にからかいたい、笑いたいのは、あのうそで固めた環境アセスメントではなからうかと思うわけであります。私はここであえてうそと申します。

余談になりますが、よくご年配の方々なんかでは、天気予報が外れると、気象台はうそをついたとおっしゃる方がいます。しかし、気象台はうそを申しません。あれは間違えただけ。うそというのは、信実がこちらにあることを知っていて、別のことを言うのがうそであります。

その点、このアセスメントの例えば地盤の問題につきましては、赤井浩一先生を委員長とする新委員会においても、7 mないし11 mの幅で沈下する可能性があるというケースを想定していたわけです。にもかかわらず、最低の線でしか起こり得ないということに着工した結果、実は最大のケースになった。それだけのことであります。決して予測しなかった事態ではありません。もし予測していなかったとしたら、関空、大阪府、運輸省の技術職員は全く失格であります。

こういうように、実は本当のことを知っていながら、アセスメントにおいて別のことを言ってきたのではなからうか。そういう意味からいたしますと、現在地元で問題になっております陸上飛行の問題も、これはアセスメントに最初に書いていた大前提を覆すものであります。こういうアセスメントが定着し、一定の成果を上げてきたなんぞと言ってもらっては困るわけであります。

もちろん、このような空港そのものの運用の仕方について変更があれば、アセスメントを行うべきであります。しかし、私自身も含めて、地元の住民の中には、いわゆる実機飛行というもの自体に強く疑念ないしは反対の声を上げているわけであります。なぜか。それは、これまでのアセスメントなるもの、事前調査なるものが、あくまでも建設ないしは事業推進の露払いとしての役割しか果たしてこなかったからであります。

このようにこれまで行われてきたアセスメントがいかに住民から不審の目で見られているのか、ということをご先生方もご一考願いたいと思います。

その上で、これから行われますアセスメント条例化、さらにそれを実質的なものするためには、技術指針というものも多分見直しされるだろうと思いますが、その辺についても、まず、そもそも技術指針の改定されるとするならば、そこでもぜひ府民の意見を聴いていただきたいわけですが、あらかじめ幾つかの問題点について感想を述べさせてい

たきます。

これまでのアセスメントというのは、私に言わせれば、いかにもフロッピーディスクをどこからかいただいてきて、固有名詞だけを書き換えたようなアセスメントであります。大阪各地のあちらこちらの道路公害の反対運動の住民の方々にもお手伝いをしてまいりましたが、まさにそのとおりであります。ページ建てさえほとんど類似している。こんなようなものであってはならない。それが技術指針に基づくやり方であったら困るわけあります。

例えば、この問題にしても、空港やそのほかの発電所にしても、大気拡散についてはパスキルの式、煙上昇についてはボサンケの式、音について音響学会式、決まって使われるわけですが、これらの予測式がその限界と有効性について十分な検討が加えられなければならないと考えております。また、模型実験についても同様であります。

そして、一番問題なのは、このようなアセスが、予測値が単一のデータでしか示されていないということにあります。予測であるからには、必ず誤差もあるし、想定されるケースも様々ある。それを全て示さなければなりません。

また、現地観測についても、例えば気象要素は1週間各季節1回しか行っていない。これがどのように妥当性があるのか、もっと真剣に検討されなければならないと思います。

さらに、アセスを実効あるものにするためには、先ほどもお話がありましたように、住民参加が欠かせません。例えば公聴会のやり方、これは今まではあくまでも言わせっ放しの聞き流しであります。先日行われました国の八つの合同審議会による温室効果ガス排出削減に関する公聴会におきましては、陳述人に対して委員の先生からの質問もあり、お互いの討論もなされたと聞いております。どうやらきょうの審議会は、私ども一生懸命意見を申し上げますが、ぜひ後半にでも先生方から私ども説明人に対する意見、質問等を出していただければ、本当に双方向な公聴会としての、ないしは陳述会としての実効が出てくるだろうと思っております。もしきょう先生方が我々の声を聞きっ放しでお帰りになったら、大変がっかりするところでございます。また、代替案、オールタナティブの説明についても同様でございます。

時間が参りましたので終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○矢吹会長 どうもありがとうございました。

次の順番は、安威川の自然を守る会の安威川ダム反対市民の会の江菅洋一さんですが、ご本人の都合で、発表時間を後半に変えていただきたいとの申し入れがございましたので、後ほど発表していただきたいと思います。

それでは続きまして、都市自治研究所代表の角橋徹也さん、よろしくお願いいたします。

都市自治研究所代表

角 橋 徹 也

角橋徹也でございます。私は都市計画のコンサルタントとして、この10年間住民の依頼で第2名神や淀川左岸線など幾つかの環境アセスメントについて、現場で実践的に取り組んでまいりました。そこでの苦い経験から、私は次の3点のことを申し上げたいと思います。

第1点は、早い段階における代替案の検討を含めた計画アセスメントをちゃんとやるように条例に盛り込んでくださいと、こういうことです。国の法律ではそれは予定しておりません。また、府の要綱やそういうものもこれまではそういうことは予定をしてないわけですね。だから問題が多いわけですね。“アワセメント”なんて言うからかわれるわけです。

しかし、今回の法律では、準備書の段階では、代替案の検討をしたことの検討の経過等を記載せよと、こういう具合に言っているわけです。これは若干の進歩であります。しかし、私が言いたいのは、これでは遅過ぎるということです。だって、代替案の検討をやった結果だけ言われたって、これは住民参加を保障したことにならないし、住民が意見を言う機会もないわけです。

したがって、私は次のことを提案したいというか、盛り込んでほしいと思います。

一つは、方法書を出す段階で、代替案の検討を行う。つまり検討の内容や方法等について方法書の段階で具体的に出すということです。そのことによって住民は知ることができるし、意見を述べることができるわけです。

それからその次、これが大事なんですけれども、方法書で代替案の検討を具体的に打ち出した後、事業者は代替案の検討をやるわけです。そこで、代替案の検討を具体的にやっている過程においてその内容を公開させる。これがないといかんわけです。つまりその過程を我々住民が知って意見を言う。こういうプロセスをとってほしいという

ことであります。

そして、それらの結果、準備書でその内容を書く。これはこれでいいわけです。だから、今度の国の法律等でいっている「準備書の段階で代替案の検討」、これはあきません。こんなことは、もう住民が知ったときは終わっているわけですよ。事実上は代替案の検討にならない。だからこれはいけない。こういうことを言っておきたいと思います。

二つ目は、情報公開なんですけれども、このごろはだれでも「情報公開」と言うんです。中間まとめでも「情報公開」をいっています。しかし、私のように実践的に情報公開を求めて、行政当局や事業者とやり合っている経験から言いますと、文言だけで「情報公開」を言ってもだめなんです。それから同時に、大阪府の情報公開条例によって情報公開をしても、情報はなかなか公開されません。文書が不存在、それは公開したら他の機関に迷惑になるとか、えらい理屈をつけて公開されません。

したがって、情報の公開を実効あるものにするためには、次のことをやってほしいと思います。

道路を例に挙げます。道路の場合だったら、公開すべきデータをあらかじめ技術実施基準等に特定しておいてもらいたい。道路やったらどういうものが要るかというのは、10くらいあるんですが、そのうち幾つか言いますと、例えば予測交通量についてのシミュレーションデータを出してほしい。

これは、私は淀川左岸線の第2期の工事で言ったんですが、交通量はこうなりますと、それだけです。そんなのもだれが信用できますか。アセスメントをやるときに、事業者は交通量を低く見て、そして汚染負荷量を少なく見る。そうしますわ、どうしても。我々住民はそれは皆インチキだ、うそだと思ってますから、どうしてそれなるかを出せと言ったら、なかなか出さない。だから、これははっきり書いておいてほしい。

もう一つは、バックグラウンド濃度の値について、具体的にその予測値をきっちりとしたデータを出してほしい。大体、道路環境アセスメントが、これは言葉がきついですが、私はインチキだと思っているのはどういうことかと言いますと、今環境はこれぐらい濃度が悪い。しかし、行政がいろいろ施策を講じますので、そのうちに濃度がひどくなります。環境はよくなります。だからその上に自動車を走らせても環境は悪くありません。環境は目下クリアしてます。こういう手法なんですな。

しかし、10年後か5年後に環境濃度がどっと減って行って、例えばNO_xが減りますと言っても、全ての事実については皆減っていない。減っていないから、予測の最初が

狂っているわけです。したがって、バックグラウンド値の予測値についても詳細なデータも出す。これは住民の要求がなくても出すと決めるんです。

もう最後に言いますが、例えば大気の拡散式についても、我々データを検討するんですが、拡散式の式が、結果はこうなりました、大丈夫ですと。こんなことは許されていないはずがない。その計算式と計算の過程、そして結果、この真ん中を出してほしい。中抜きでは困る。

これを出さないですね。なぜ出さないか。出したら、数字をごまかしているのがバレるという具合に勘繰られても仕方がないんですが。

今申し上げたように、道路については、今三つ言いましたが、10ぐらいあります。それから水質についても、騒音についても、いろいろなものについても、もう情報公開すべきデータは特定して、必ず出す。このことを決めていただきたい。

3番目は、住民参加です。住民参加は苦勞するんです。というのは、極めて形式的なんです。聴くだけなんです。形式で手続が終わるということで、この住民参加は極めて問題が多いと思います。

したがって、私は次の3点を申し上げます。

まず、事業者が説明会をやります。これは、ここに出席の委員の皆さん一回出てもらった方がいいと思うんですが、夕方の7時ごろに、時間を切りまして、2時間くらいで説明はしまいです。事業者が一方的にやりましてね、環境アセスメントといたら非常に細かいことでしょう。聞きたいことが全然聞かれない。本当に聞きたいことについては答えない。ああいうふうなのはけしからんと思うんですが、そういうようなことはやめてもらおう。

では、どういうことをやればいいのか。三つ言います。

一つは、形式的な1回限りの小学校の大講堂に住民を集めたそういう説明会は最後でよろしい。それよりも住民側が委嘱したような、私のような専門家、そういう専門家とひざを突き合わせて、疑問を解明する。徹底的に解明するような説明、それをやる。それがなかったらだめです。

もう一つは、住民がいろいろ意見を言います。文書で出します。大体、聞いたら、聞き置きです。もうそのままです。知らん顔です。それじゃなしに、住民が出された意見については、それをきっちり回答する。こういうことをやるということ。

それから、説明会については、事業者が司会をして、一方的に進めるんです。これは

あきません。司会はちゃんと環境当局がやりながら、事業者と住民と公平に扱って、そして疑問の解明に努めるということをやっていただきたいと思います。

今私が申し上げたことは、若干国が予定しているものを超える内容であるかもしれませんが。しかし、そこは地方自治体です。地方自治の本旨に基づいて、国が決めてないことでも勇気をもって、先進的な条例をつくってもらおうということで、英断を期待いたしたいと思います。

どうもありがとうございました。(拍手)

○矢吹会長 どうもありがとうございました。

続きまして、財団法人公害地域再生センター(あおぞら財団)研究主任の傘木宏夫さん、よろしく願いいたします。

財団法人 公害地域再生センター(あおぞら財団) 研究主任 傘木 宏 夫

発言の機会を与えていただきましてありがとうございます。

私が所属する財団法人公害地域再生センターは、昨年9月にできたばかりの組織なんですけれども、公害患者の皆さんの裁判闘争の和解金を基金につくられたものです。そういう立場から、公害で疲弊した地域の環境を再生し、そして環境汚染による健康被害が生じないようなまちづくりを進めていく、そういう視点から本件について発言をしたいと思っています。

このたびの中間まとめについて、私は非常に前向きな内容もあるというふうに思っておりますが、しかし、大阪府の地域性、特に住工混在地域を多く抱えた、環境的には非常に疲弊した地域を抱えている。そういったものを反映したものになっているのかどうか、そういう点についてはまだまだ内容的には不十分ではないかと思っております。

意見の内容は、書面で22ページにありますから、それを見ていただければいいんですが、大きく2点について述べさせていただきます。

ちょっと大きい話なんですけど、一つは、戦略アセスメントということです。これは、日本はOECD諸国の中で最も後れて事業アセスを法制化したわけなんですけれども、既に欧米諸国では「計画アセス」からこれからは「戦略アセスへ」ということで、2000年の12月31日までに、EU諸国全てがこの件についての制度化をするという取り決めをして

いるところです。ご存じのことだと思いますが、日本でも、先ほどのアセス法の制定に向けての審議で、国会の指摘を受けて、環境庁の方から「今後の宿題として検討していく」ということを発言しておりますけれども、この問題は、特に私どもが活動しているような公害で疲弊した地域、こういったところをどのように環境改善し、再生させていくかという点において、非常に重要な中身だと私は思っております。

つまり、今までのアセスというのは現状追認型であります。ですから、どうしても上乗せ、上乗せで行ってしまいます。しかも、他事業による累積影響も検討されていない現実もある中で、環境の悪化をある程度セーブはできたとしても、環境の質を高めていく、改善していく、そういうものになっていないわけです。

しかし、これからはサステナブルな社会をつくっていかうということを国際的にも言われています。または地球温暖化を防いでいかうということが言われています。削減していかうということまで言われています。そういう中で必要なアセスメントというのは、こういう地域像、こういうような環境目標に向けて、どのように事業を組んでいくか、開発を進めていくか、そのためには戦略的なアセスメントが私は必要だと思っているわけです。

それはどういうアセスメントか。ちょっと项目的に書いてありますけれども、国家レベルではこういった戦略アセスはなかなか難しいと言われてはいますが、むしろ地域レベル、例えば大阪府下であれば、こういう形の環境に持っていこう。もっと細かく、例えば私どもが活動している西淀川区だとか此花区だとかこういうところは、こういう環境像へ持っていこう。そのためには、こういう開発はよくないでしょう。しかし、こういう形の公園整備、またはビオトープの整備をしていくとか、そういった目標をつくっていくということは可能だというふうに思うわけです。

そういうような戦略性を持った事業や開発計画を誘導していくようなアセスメントがあってもいいんじゃないかと思っています。

もちろん今回の最終答申において、それをすぐ盛り込めということは、私は無理だと考えていますが、計画アセスの導入やら住民参加の問題、または情報公開の問題等々を今回きちっとやり、今後の課題として、そういうことを踏まえていただければというふうに思っています。

二つ目には、住民参加の問題です。今も角橋さんの方から非常に詳しくご説明があって、それに付け足すことはないわけですが、もう一つは、住民参加を実りあるものにす

るためには、環境アセスメントということに対して住民自身がもっと知る、学習する機会が必要だと思っています。この委員の皆さんの中で、アセスメントの準備書面、例えば400ページとか500ページとかあるんですが、あれをご覧になったことがある方いらっしゃいますか。1ページから500ページまで。私はあるところの住民団体からお願いされて、全部目を通したんですけども、ものすごい大変なことなんです。

そこに書いてあることを理解しようとするのは非常に大変なことなんです。ですから、私は大切なのは、こういうものを読む力量というものを住民全てに求めるのは非常に難しいことでして、環境NGOであるとか、またはファシリテータとでもいうんでしょうか、こういう問題をわかりやすく説明するそういう人間を育てていく必要があらうかと思えます。

残念ながら、環境NGOの中でもアセスメントについてきちんと準備書面とかを見られる、分析できる人というのはそんなに多くはないです。ですから、私はぜひこれは今すぐでも導入できる事業として、大阪府の責任で、住民自身が特定のアセスの要件があるなしにかかわらず、平素から大阪府の環境学習事業として、アセス制度に対する公開講座であるとか、事例に基づく、つまり準備書面をテキストにした読み方の学習であるとか、地域環境データの利用の仕方、分析方法の仕方、そういったものをワークショップとか、または住民参加による地域環境の調査とか、自主アセスのノウハウに関する研修とか交流、そういったものをやられてはどうかと思っております。

それに関連してもう一つは、地域の環境に関する地図情報を蓄積していくということです。地域の今後の在り方を考える上で、地域が現在どういう状況になっているかということ「面」で知るということは非常に大事なことです。今のアセスの準備書面に出てくる情報というのは、環境データも全て「点」での情報でしかないんです。あっても「線」の情報であって、「面」での情報というのは出てきていない。

私たちの公害地域再生センターでは、今、西淀川地域をモデルに、地上生物だとか、大気汚染であるとか、土壌汚染であるとか、それから住民の方々の原風景、原体験、そういったものも含めて、地図情報化する作業をしています。それをレイアーク層というんですが、そういう層を積み重ねていって、何枚も何枚もOHPの上に積み重ねていって、その中から地域の現状、過去、そして未来はどうあるかということを検討しようとする作業を時間をかけてやっています。

130人というお年寄りの方からいろいろ昔の体験談等も聴きました。なぜこういう面

倒なことをするかと言いますと、これまでの環境問題、公害問題は、経済効率を優先する開発の在り方に一つの原因があったわけです。本当に大事なものは、地域の環境、エコロジー、住民の生活に対してのきっちりした考察があった上での開発であるべきなんです。残念ながら、この後発言されるであろう工業会の方の意見書には「アセスは効率的に」ということが書いてありますけれども、効率を優先するようなアセスであってはならないと思っています。

そのためにも、ぜひ平素から地図情報みたいなものを大阪府環境部の方で蓄積していて、そういったものが、アセスメントの内容が住民の理解する上で役立てるような情報を蓄積して行ってほしいと思います。

最後に、審議会の持ち方についてですけれども、現在、この審議会には環境NGOの代表となる肩書の方がお一人含まれておりますが、現状では、行政の側からの一本釣りになっています。失礼な言い方ですが、一本釣りされた方も余り座り心地がよくないだろうと思います。そこに書いてありますように、NGO相互で交流し、その中から委員を選出していくようなシステムをこの中に詳しく具体的に書いてありますので、ご検討いただきたいと思います。

私の発言は終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

○矢吹会長 どうもありがとうございました。

続きまして、榎尾川ダムの見直しを求める連絡会代表の小林昌子さん、よろしく願いいたします。

榎尾川ダムの見直しを求める連絡会 代表

小林 昌子

小林でございます。榎尾川ダムは、総水量 130万トン、事業費 100億円の予算で計画されています治水目的のダムです。このダムの見直しを求めて活動していく中で感じことをからめて、お話しさせていただきます。

先ほど発表されました角橋さんとも重複するところはたくさんあるんですが、私どもも大事だと思っておりますので、発表させていただきます。

まず第一に、事業ありきではなく、計画アセスメントの実施を義務づけていただきたいということです。特に公共事業の必要性については、住民に対して明らかにされるべ

きでありますし、明確な根拠のない事業については一定の見直し基準を設けるべきだと考えております。この場合、複数の代替案を、環境や文化、経済性などの様々な面からのメリット、デメリットの比較を行い、計画の見直しや中止も含めた選択が行える制度とすることを希望します。

次に、対象事業についてであります。槇尾川ダムは集水面積 3.4km²の、ダムとしては小規模なダムであります。小規模事業事業であっても、ダムの場合、砂防ダムも含みますが、特に与える影響が大きいと考えられますので、与えたる影響が大きければ対象とすべきと考えます。

評価項目の対象についてですが、従来の方法では、事業者が事業の内容をもとに評価項目を選定するというふうになっておりますが、事業者にとって都合の悪い項目をあらかじめ除いて調査を行うというおそれもありますので、評価委員会の意見をもとに項目決定されるべきであると考えます。

また、少ない種を大事するのではなく、生態系全体をピラミッド型に置き換えますと、底辺をなす種も同じように大事だと思いますので、全ての種を評価対象ととらえる必要があると思います。

次に、情報公開及び住民参加についてですが、私どもは情報公開制度を利用し、資料を請求してきましたが、請求しないと調査結果がわかりません。このことについて、だれかが疑問点を持ったときに、簡単に疑問が解消できるようなシステムをつくっていただきたいと思っております。

この情報公開制度で、私ども、ダム予定地のところには、ブチサンショウウオという両生類が、これは96年の調査ですが、確認されております。このブチサンショウウオは大阪府下では4カ所生息していないということなんですが、この報告によりますと、この4カ所の確認は、10年ないし20年前の確認ですので、96年時点では最も新しい確認時点です。ところが、これが確認できたということは報告されておりますが、具体的な保護の方法については何ら記載されておられません。このように、調査結果は報告されても、後の具体的なフォローの方法が入っておりませんので、そのあたりも問題かと思えます。

それと、住民参加についてなんですが、住民が知るような機会というのは、本当にもう水面下で事業が進行していく中で、私どもは平成7年、お正月のラジオのニュースでこのダムの事業を知りました。いろいろな資料を取り寄せて調べていく中で、平成3年4月には地元の地区からダム計画撤回建白書が大阪府や和泉市へ出されておりました。

しかし、この中で地元といいますのは、一部町会や自治会の役員だけで、事業は知らされてきたような経過があります。住民というのは、全ての住民を対象にさせていただきたいと思っております。

次に、評価の審査と評価委員の選出についてですが、評価委員会の委員に住民及び自然保護団体が推薦する専門家が参画できるような道筋をとっていただきたいと思います。

それから6番目になりますが、第三者機関による評価や監査については、第三者機関による評価が必要不可欠と考えられますので、このあたりもぜひ配慮していただきたいと思います。

まだ時間がありますが、あとは読んでいただければわかると思いますので、一番最後に申し上げておきたいことは、環境アセスメント制度ができたとしても、新しい制度になりましても、現在進行している事業もぜひ対象に加えていただきたい。制度が制定されたからの事業を対象とするのではなく、進行形の事業もぜひ対象に加えていただきたいと思っております。

以上、簡単ですが、発表を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○矢吹会長 ありがとうございました。

続きまして、第2京阪国道公害反対連絡会議事務局長の坂野光雄さん、どうぞよろしくお願いいたします。

第2京阪国道公害反対連絡会議 事務局長

坂野光雄

私は大阪府のアセス要綱に基づいて実際にアセスをされた事業の一つである第2京阪道路のその経験を通じて意見発表をさせていただきます。

一番最初に、アセス条例の基本的な考え方なんですけれども、私は環境の非悪化原則を基本にすべきだろうという具合に考えております。第2京阪道路のアセスの大気汚染、その中の二酸化窒素においては、0.06ppmを保全目標とするということでアセスが行われたわけでありまして、ご存じのように、二酸化窒素の環境基準は0.04から0.06のゾーン内、もしくは0.04以下という具合に定められておまして、同時に、その達成時期として、0.06を超える地域においては、昭和53年の告示以降、7年以内に0.06

以内に抑えていく。そして、0.94から0.06ppmのゾーン内の地域においては、それを上回らないように維持、努めることという形に環境基準がなっているわけなんですけれども、この第2京阪度が通る門真、寝屋川、交野、枚方、その中でも枚方の東部地域と交野地域は、今でもまだ大阪の中でも空気がそんなに汚れていない地域であります。この5年間の98%値も、0.03から0.043の値で推移しております。そういうことで、環境基準との比較で考えてみるならば、今現在の環境の現況を上回らない値を保全目標とすべきであろうという具合に考えるわけですが、実際のアセスは0.06で行われて、その上限のところまで高野や枚方も汚してもいいんだというようなアセスが行われたわけでありまして、私たち住民としては到底納得することができないという具合に考えております。

したがって、まず現環境を悪化させないという非悪化原則に立つということがまず第一に求められることであろうという具合に考えております。

それから、門真地域においては、第2京阪道路が、専用部分が高速道路が6車線、一般道路が4車線、合わせて10車線の道路であります。それと交差するところで、府道の寝屋川大東線、これが8車線の道路であり、それとまた交差する現在の国道163号線、これが4車線。合わせて22車線に囲まれる地域があり、またその近辺では非常に環境の影響が心配されるわけでありましてけれども、その地点でのアセスメントが行われていない。こういうことが第2京阪で行われました。

だから、本来だったら、一番環境に与える影響の悪くなる場所、ここでアセスをすべきでありますけれども、それがやられていない。こういうことは、これからのアセス条例ではなくするようにぜひしていただきたいという具合に考えます。

そして、早い段階での環境影響評価の問題では、実施計画の住民参加が「公告と縦覧だけ」となっていますけれども、それだけではなかなか住民の方としては知る機会がなくなります。それじゃなくして、地元説明会もその実施計画書の段階で入れていただきたいという具合に考えます。

そして、先ほどから意見が出ております実施計画書の段階で代替案を検討する。実際準備書の段階になってから代替案が出てきて、それを中止してくれとかいうことの代替ができないということになりますので、一番早い段階からの代替案を出していただきたいという具合に考えます。

住民参加におきましても、第2京阪道路の意見書に関しては数千通提出しました。ま

た、各地域で行われた地元説明会でも、参加した住民全員が反対しました。だけど、実際それが何ら考慮されずに、そのまま通ってしまうという事態で、アセスが承認されて、計画決定がされてしまった。こういう事態をどないにしてくれるのかということをはんまは聞きたい。住民みんなが納得できないのに、勝手に事態が進んでいく。こういうことをどこかでとめることができるような手続、そういうものをぜひアセスの条例の中に入れていただきたい。住民が納得できない場合には不服申し立てができるとか、そういうものをぜひ入れていただきたいという具合に考えます。

それから、手続の再実施ですが、第2京阪道路は1990年に門真、寝屋川の都市計画決定、1992年に交野、枚方の都市計画決定、それから1993年に事業認可が行われました。現在、1997年ですけれども、まだ工事の着工には至っていないという状況であります。アセスの現況調査は1984年、準備書が出てきたのが87年。予測年度は2000年なんです。だから今から13年前の現況調査で2000年を予測した。ところが、実際、現在は2000年になっても道路が開通見通しも立っていない。今から順調に進んでもあと10年先だろうという具合に言われています。そういうことからいえば、現況調査も古くなってきているし、予測年度も大幅に繰り上げられてきている。こういう事業に関しては、事業許可が行われて、事業に着手したとしても、アセスの予測年度から大幅に遅れる場合には、再度、事業アセスなり再アセスなりをするという手続を入れていただきたい。それを住民側が要望すれば、そういうことが住民参加で検討できるようにしていただきたい。そういう具合に考えます。

以上で意見とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○矢吹会長 どうもありがとうございました。

続きまして、日本主婦連合会の副会長であります東大阪支部長の徳永瑛子さん、どうぞよろしく願いいたします。

日本主婦連合会 副会長 東大阪支部長

徳 永 瑛 子

日本主婦連合会を代表いたしまして、大阪府の環境影響評価制度の中間まとめについて意見を発表させていただきます。

今の大阪府の環境アセスメントは要綱で行われておりますが、ルールをはっきりさせ

て、事業者にきっちり守らせるためには、条例化すべきと思います。対象となる事業については、身の回りの環境がこれ以上悪くならないように、今の要綱の対象事業だけではなく、もっと多くの事業についてアセスメントを求めることが必要と考えます。

本来、環境に影響を及ぼすおそれのある事業は全てアセスメントする必要があると思いますが、何が対象事業なのか、はっきりしないのでは、対応に混乱が生じることも考えられます。

そこで、対象となる事業を特定することはやむを得ない場合もあるかと思いますが、アセスメントをしなければならない事業の種類を増やし、規模を引き下げるとともに、環境への影響が大きい事業があらわれた場合には、対象事業に取り込めるような柔軟性を持った制度にすることが必要です。

また、大きな工事が行われることによりダンプやミキサー車などが住宅街の中を走り回って、大気汚染や騒音をまき散らしたりすることがないように、私たちの日常生活に十分配慮したきめ細かいアセスメントが行われることを求めます。

情報公開や住民参加についてですが、現状よりももっと充実していただきたいと思います。環境問題は、府民の健康に直接かかわる重大事であり、地域住民にとって最も関心の強い問題です。だから、事業が住民の生活にどのような影響を及ぼすのか、住民に十分説明してほしいと思います。

アセスメントの準備書や評価書は、内容が専門的であり、私は専業主婦ですので素人ですが、到底理解できない内容となっております。内容をだれにでも理解できるように、わかりやすく解説した概要版、図解などを含めて作成するなどの工夫をして、広く住民に提供してほしいと思います。

そして、私たち住民の意見を十分に聴き、意見をどのように反映させたのか、その答えもきちんと住民に返してもらう必要があります。住民に答えを返していただくことで府の透明化にもつながるのではないかと考えます。

環境アセスメントは、環境への影響を未然に防止するための重要な制度ですが、アセスメントで示したことが、そのとおりに行われているのかどうか、私たち住民も含め、きちんと確認できなければ、アセスメントは絵にかいたモチにしかすぎません。このため、アセスメントはやりっ放しではなくて、事業開始後はきちっと環境の監視を行い、環境に対して悪影響が出ていないかどうか、また、アセスメントで約束した対策がきっちり実行されているのか、私たち住民に知らせてもらえるような条例にしてほしいと思います。

す。

確固たる条例は最も大切なことだと思いますが、条例に振り回されることなく、心ある対応を踏まえていただきたいものと思います。

アセスメントは、事業者が実施することになっていますが、周辺の住民が安心して、健康で快適な生活が続けられるよう、行政においても、事業者が適切なアセスメントを行うよう十分に事業者を指導監督していただくことを要望いたします。

以上、簡単ではございますが、意見発表とさせていただきます。（拍手）

○矢吹会長 どうもありがとうございました。

予定では、続きまして大阪廃棄物ごみ問題研究会代表の西川栄一さんを予定しておりましたが、ご都合によりましてご欠席になりましたので、取り止めとさせていただきます。

ご意見につきましては、30ページの9番に書いてございますので、これをよく読んでいただければよろしいかと思えます。

ありがとうございました。西川さんのも含めると、前半8名の方々の意見発表が終わりました。ご発表いただきました皆さん、どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆さんから、余り時間は多くございませんけれども、これまでお聞きになりましたご意見につきまして特にご質問があれば、ここでお聞き願いたいと思いますが、いかがでございましょうか。

ございませんでしょうか。

ないようでございますので、ここで10分間休憩をとりたいと思えます。

（休 憩）

○矢吹会長 それでは、時間が参ったようでございますので、後半の9名の方の意見発表を始めさせていただきますと思えます。

後半の最初は、社団法人大阪工業会の専務理事の西田さんとなっておりますけれども、大阪公害患者の会連合会の森田藤枝さんから先にお願ひしたいとの申し入れがございましたので、森田さんの発表を先にお願ひしたいと思えます。また、森田さんの発表の後、前半から後半に移りました、安威川の自然を守る会、安威川ダム反対市民の会の江菅さ

んをお願いしたいと思います。

後半の発表順が少し変わりましたが、発表者の皆さんご了承願いたいと思います。

それでは、森田さん、よろしくお願いいたします。

大阪公害患者の会連合会

森田 藤 枝

私は2級の公害認定を受けている平野患者会の森田と申します。いつも入院退院の繰り返しばかりで、今回も10月22日に退院したばかりです。私は滋賀県のバスも通らない、空気の美しい、静かな田舎で元気に育ちました。昭和38年卒業後、就職のため、大阪に出て、車の多さと空気の汚いことにびっくりしました。職場結婚し、昭和41年長女、昭和45年次女を出産しました。気管支ぜんそくになり、私の一生が変わりました。

長女には、7歳のころから、紙に何円の肉を何グラム、野菜はかいろいろとメモし、レジのお姉さんに渡して、買ってきてもらい、私は発作が出ていても、何時間もかけて食事の用意をしました。幼い長女には早くから苦労させました。次女のときは、おむつが替えられず、今なら紙おむつがありますが、昔だから布おむつで、ぼとぼとで重たくなったおむつをぶら下げて、うろうろしている姿が今でも忘れられません。

昭和48年には、重症発作にてあの世に行きかけていたとき、ドクターの声で気がつき、目をあけると、病院から呼ばれて、滋賀より親きょうだいが来てくれていました。よかった、よかったと喜んでくれましたが、私はうれしくなかったです。長い日々発作が続き、苦しみ、横になって寝られず、机の上にふとんを重ねて座っている状態でしたので、そのまま死ねた方がよかったのにと感じていました。ぜんそくはそれぐらい苦しい病気です。

昭和48年10月から49年まで1年間入院。その1年間の8月の時点では空気清浄室にて治療。入り口にはエアシャッターがかかり、外の空気が入らないようにしてあって、部屋には空気清浄器が置かれ、とても美しい空気の中に寝ているため、ぜんそく発作は出なくなりました。退院できる前に、まず外出から始めて、自宅に帰っても、半日もすると、発作が起き、呼吸困難で、また救急車で帰る状態が続き、情けない思いをしました。

そのころの金額で、10日ごとに5万円から6万円の支払い、サラリーマンの夫には大きな負担で、苦労をかけたと思っています。あるとき、「おまえの親きょうだいにも支

払ってもらえ」とまで言われ、どんないい人でもいつも入院ばかりしていると、人は変わります。それに、そんな折、夫より「離婚してほしい」と言われ、子供とも引き離されて、そのころの私は、病院では「自殺のおそれあり」と要注意人間のレッテルを張られ、看護婦さんには大変お世話になりました。そのころ、1カ月は、泣いて、泣いて、涙の日々が続きました。そのときのドクターが「あなたが泣いていると、離れている子供さんも泣いているんですよ。お母さんが元気で明るく生きていますと、子供さんも元気でいます。必ず子供と会える日が来るから」と励ましてくださいました。励ましの言葉で気持ちの整理ができました。あのとき流した涙が私を強くしてくれたと思っています。

うれしいことは、今では2人の子供がそれぞれ孫を連れて来てくれるようになりました。あのころは夫を恨みましたが、子供を立派に育ててくれたことを感謝しています。

昭和50年8月25日に公害認定をしていただき、ぜんそくの苦しみは取れませんが、お金が要らなくなって、助かっております。昭和48年のころからすると、今は少し病気とうまくつき合えるようになりました。1日3回、ピークフローを吹き、ぜんそく日誌に記入して、自分の病気と闘っております。ぜんそくになってから、自宅にネブライザーの吸入器を備えており、自分の命は吸入器で助けられています。薬に頼りながら、大阪患者会の集会にできる限り参加するようにしています。

それは、わが子や孫たちに私と同じ苦しみをしてほしくない願いと、できることなら美しい空気の中で楽しい人生を送ってほしい一念で参加しております。

自動車の排気ガスによる空気の汚れは一向によくなっていません。公害への対策が後れていなければ、またアセスメントの制度がしっかりしていれば、多くの公害患者を生み出さなくて済んだでしょうし、空気もきれいになったと思います。今度こそ本当に私たちが安心のできる立派な制度にさせていただきたいと願っております。

時間がちょっと早くなりましたけれども。(拍手)

○矢吹会長 どうもありがとうございました。

それでは引き続きまして、先ほど安威川を自然を守る会、安威川ダム反対市民の会の江菅洋一さんによろしく願いいたします。

安威川を自然を守る会、安威川ダム反対市民の会

江 菅 洋 一

貴重な時間をいただきましてありがとうございます。ただいまご紹介いただきました江菅と申します。大阪府が建設をして計画している安威川ダムというのがあるんですが、茨木市の山すそといいますか、日本で初めての里山ダムというふうな形で言われているんですけども、この建設計画についてずっと反対の市民運動に取り組んできた体験から意見を述べさせていただきます。

大阪府が安威川ダムを計画して十数年たってから私たちはその計画そのものを知ったわけですが、最初のうちは資料をいろいろ聞きに行きましたら、説明を一生懸命、サービスよくやっていただいていたんですけども、いろいろダムのことを勉強していくと、ダムにはいろいろメリットがあるということは、学校なんかで勉強して知っていたんですが、デメリットもたくさんある。ダムができたから地震が起こったとか、洪水が起こったとかいうふうな話もいろいろ耳に入ってきてまして、そういうふうなところから、大阪府さんの方へ、この点どうなってんねん、あの点どうなってんねん、地質調査をしたから、その調査結果を見せてもらわれへんかというふうな形で話をしていきますと、だんだん大阪府さんとの仲が悪くなっていきまして、我々にとって本当に役に立つダムかどうかということを知りたいということで、いろいろ資料を公開するようにお願いしてたんですが、だんだん資料が出てこなくなりました。

それでは、ちょっとそんなダムをつくるの待ってやということで市民の会をつくったわけですが、そうこうしているうちに、大阪府の方で「情報公開条例」が制定されました。

一番に情報公開請求を行いまして、請求してたら4カ月くらいですか、処分が出まして、部分公開だということになりました。部分公開されたものを見せてもらいに行ったんですが、地質調査報告書というものなんですが、全体のページが160ページくらいあるんです。公開されたのが4ページ足らずなんですね。表紙と前書きと目次と後書き、これしか公開していただけなかったというふうな状況がありまして、これはたまらんとということで、審査会にかけ、それから裁判にかけということで、大阪地裁から順次10年間かかりまして、最高裁では全面勝訴の判決をいただきました。

10年以上かかっているわけですね、最初我々が資料を見せてほしいと言ってから。見せてもらった資料には、地質が心配な部分とかいうふうなのがたくさんありました。そういうのが当初からわかっていたら、周辺住民、あるいは府議会の皆さんも含めて、この計画ちょっと待ったというふうになったかもしれないんですね。ところが、非公開、

非公開ということで、まあ部分公開だったんですけども、我々は「部分非公開」と言っているんですが、ダム建設計画が建設省の認可がおりて、計画段階から建設実施段階に移った。国の補助金がついた。地元協定も結ばれた。その段階で大阪府のアセスが行われました。安威川ダムも今の要綱にのっとってアセスが行われたわけですが、アセスが行われた時点では、仮にこのアセスで「重大な欠陥あり」という結論が出たとしても、もう元に引き戻せないような時期なんですね。地元と協定を結んだわ、国からは何十億という補助金をもろてるわ、今さらヤンピと言われへんというふうな状況の時点でアセスが実施されている。しかも、アセスの調査は早い時期からやっていたようです。ところが、その途中ではなかなか資料を見せてもらえなかった。雨量の測定結果を見せてください、流量の測定結果を見せてくださいと言っても、なかなか見せてもらえなかった。そのとき大阪府さんがおっしゃったのは、「アセスのときに見せます。アセスまで待ってください。アセスになったら全部見せます」というふうにおっしゃっていたんです。

今から考えると、このアセスが情報隠しの口実に使われていたのではないかと疑わざるを得ないような状況になっています。ご存じのように、現行のアセスは縦覧が1カ月です。出てきた報告書というのは結果だけです。生のデータというのはほとんど出てこない。一度、大阪府さんに生のデータを見せていただきました。洪水流量の生のデータ、1年分でこんなに（手を大きく上げて）あるんですね。こんなにあるわけです。何年にもわたってやっている。それらが1カ月で縦覧せいと言われても、これどだい無理です。

そういうふうに、現行のアセスでは、住民参加ということがなかなかしづらい状況になっています。

お手元の17ページに、本日皆さん方をお願いしたいことは書いてますので、ご覧いただきたいと思うんですけども、調査結果の公開、できるだけ早くやっていただきたい。だから、アセスの時期をできるだけ早く、計画段階で——先ほど計画アセスというふうな話もありましたけれども、計画段階でアセスを入れるというふうな制度にしていきたい。その公聴会にしても、調査した人、調査委員も含めて、議論ができるような公聴会をぜひともしていただきたい。現行は数時間の説明会ですね、公聴会というよりも。説明するだけ。質問しても、「さあ、わかりません。担当が違うからわかりません」というふうな状況です。そうじゃなくて、ぜひとも実のある説明会なり公聴会を開催していただきたい。

それと一番感じたのが、お手元の17ページにありますけれども、③のところです。大

阪府が事業主体のときには、全部「大阪府知事」の名前になります。これ、私は教員をしておりますので、学校で例えると、試験問題をつくるのが知事、答案を書くのが知事、採点するのも知事という状況なんです。中では「それぞれの部署が一生懸命やってんねやから、安心して下さい」というふうにおっしゃいますけれども、なかなか公正性を担保する仕組みにはなっていない。ほな、どうせいと言われても、ちょっと知恵は出てこないんですけれども、この辺の公正性が担保されるような仕組みにもぜひともしていただければと思っております。

時間が来ましたので、以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○矢吹会長 どうもありがとうございました。

ちょっと遅くなって恐縮でしたが、続きまして、社団法人大阪工業会専務理事の西田鶴雄さん、よろしく願いいたします。

社団法人大阪工業会専務理事

西田鶴雄

大阪工業会の西田でございます。このような場で経済団体としまして、産業界の意見を申し述べる機会を与えていただきましたことに対して厚く御礼を申し上げます。

今さら申し上げるまでもございませんが、産業界におきましては「持続可能な発展」という観点から、バランスのとれた快適環境の創造に向けまして、環境に配慮した企業経営を積極的に展開いたすべく努力をいたしております。このような考え方のもとに、私ども大阪工業会としましても、環境問題に対する取り組みを率先して行っており、例えばISO14000 環境マネジメントシステムの構築推進マニュアルの刊行や、環境マネジメントシステムの研修会を開催するなどISO14001 の普及啓発にも努めております。

ところで、本日意見発表をさせていただきます環境影響評価制度につきましては、その重要性は申し上げるまでもなく十分認識しているところでございます。こういったことを前提にいたしまして、国の環境影響評価法が制定された現在、国と大阪府との関係も含め、条例化に向けて見直しが進められておりますこの機会に、産業界の立場から、過去の経験も踏まえまして、環境影響評価制度の在り方につきまして意見を申し述べさせていただきます。

まだ第1点は、環境影響評価制度に対する基本的事項でございます。現行の要綱における実績・定着性を十分吟味、評価していただき、対象事業や規模の選定、現行制度の不具合の有無、改善の余地、方策などについて慎重に審議、検討を加えていただき、効率的なアセスが実施できる制度としていただきたいと思います。

また、民間事業におきますアセスメントの実績は数件でございますが、今後は対象事業の増加が予想されますので、事業内容を踏まえた適切な指導をお願い申し上げます。

次に、個別の項目について申し述べます。

その一つは、国との関係についてでございます。国の法律対象事業につきましては、事業者がアセスメントを実施するものと位置づけられておりますが、地域の状況を踏まえ、知事意見の提出等を通じて、適切・円滑なアセスの実施ができるよう国に働きかけていただきたいと思います。

第2は、大阪市など自治体との関係についてでございます。大阪市におきましても条例化を検討されていると聞いておりますが、手続の重複により、行政及び事業者等が業務の負担増加を招かないよう、関係者間での調整を図っていただきたいと思います。また、府下のその他の自治体の調整についても、同様の配慮をお願いいたします。

第3は、評価項目、予測手法についてでございます。地球環境、生態系の多様性等評価予測手法の確立されていない項目を評価対象とする場合には、事業者が適切かつ円滑に環境影響評価が実施できるよう、技術指針等において評価手法を明確にいただきたいと思います。また、評価項目の追加、削除に関しましては、重要なものはしっかり実施いたしますが、あらかじめ影響が少ないとわかっている項目につきましては、削除等により効率的なアセスが実施できる制度としていただきたいと思います。

第4は、民間事業におけるアセスメントの実施についてであります。民間の対象事業は、事業規模、環境影響評価度合いに大幅なばらつきを有しますが、一律の負担にならないよう、効率的なアセスが実施できますよう配慮していただきたいと思います。

第5は、環境影響評価を支える基盤の整備についてであります。環境影響評価の推進に当たっては、行政の保有する情報、住民が保有されます地域の環境情報等を効率的に収集、利用できるシステムを整備することが重要であると考えます。一方、事業者の費用によって得られた調査データにつきましては、できる限り公開に協力いたしますが、事業者が有する有価情報資産であることから、情報の提供については慎重な対応をお願いいたします。

また、専門家による審査結果報告書が今後の参考になりますので、その提供につきましてご配慮いただきますようお願いいたします。

以上が産業界の立場を踏まえた意見でございますが、最後に一言、ご承知のように、わが国経済が厳しい対応を迫られております今日、産業界は懸命な合理化努力をして、新しい事業展開に取り組んでおります。このような厳しい環境下におきまして、企業が新規事業を推進するに際しまして、環境影響評価の実施が企業の活力を阻害したり、ブレーキをかけたりするものではなく、適切かつ効率的に推進できるような仕組みとしていただきますようお願い申し上げます。私の意見発表とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○矢吹会長 どうもありがとうございました。

続きまして、高槻市高垣連合自治会第2名神・牧野高槻対策委員会委員長の野澤純一さん、どうぞよろしくをお願いいたします。

高槻市高垣連合自治会第2名神・牧野高槻対策委員会委員長 野澤純一

野澤です。次の発言者の橋本さんの34ページの資料にありますように、副対策委員長として申し込みをさせていただきました。事務当局からの説明では、二人で一緒に4分ずつということになりましたが、先ほど参加者の中で、8番目の西川先生も、それぞれの立場で意見を述べるために、代理を取り下げて発言をしたらというようなこともありましたし、そういうことはありますが、若干時間が延びるかもしれませんが、よろしくをお願いします。

私がこういう問題にかかわりましたのは、1993年の6月30日に新聞報道で第2名神の計画が持ち上ってからです。その年の秋に女房のお父さんの初盆がありまして、実家に行きましたら、「えらいこっちゃねん」「どないなったんの」と言ったら、ちょうどうちの女房の里の真上に第2名神の線を引っ張っています。お墓に行きましたら、お墓のところもどんと名神が来ています。これはえらいこっちゃということで、いろいろ私なりに情報を集めてたんですが、結論から言いますと、その年の10月10日の高槻市の広報に「4カ所の説明会がある」ということが発表されただけです。

その発表の説明会に行きますと、先ほどいろいろな人が言ったとおり、7時過ぎから

9時くらいになったら終わりです。ばあっと難しいことをいっばい説明して、質問を何していいかわからなくて帰ってきた。

私は4カ所全部行ったんですけども、その中で、結論から言いますと、わからんさかいに、市役所に行って、縦覧ができますよというので行くんです。そうすると、こんな分厚い本を置いて、老眼鏡をかけても見えんようなのがあって、窓口で説明を聞こうとしたら、「説明会の会場で聞いてください」と、こない言う。市役所も狭いところに、このくらいの机があるだけで、職員がうろうろしているところで、実際説明の内容がでない。

そういう中で、4回説明会に行きましたけれども、最後の4回目は「もう時間です」ということで、部長が線をぶち抜いて帰ってしまいました。私、こんなあほなこと、実際、私の個人的な問題で言えば、女房の里が軒下かすめられて、それも上が60mの高架で通るらしい。で、おやっさん、先祖さんのお墓はぶち切られる。これはえらいこっちゃんと思って、うろうろしていて、よう気がついたら、市の説明では、第2名神そのものは環境アセスも一応して、説明会をやっているんですが、第2名神のインターチェンジにつなぐこの道が、私が住んでいる高垣町の、今から20年か30年前に決めた牧野高槻線という府道を使うから、これも昔につくったさかいに、おまえらに説明せんでもええねん、と言って、高垣町には一切説明がないんです。当時の自治会の役員さんも、その辺を市役所に何遍も交渉に行って、お願いをして、何とか説明をしてほしいと言ったんですが、今のアセスりなり都市計画のやり方では、昔、30年ほど前に決めたやつを、死んだ道路を生き上がらせるということでも、説明せんでもいいというふうになっていまして。現にこれは、高槻市の都市計画のまずさかもしれませんが、この牧野高槻線の沿線には、この都市計画道路と一切関係なしに、住宅がびっしり詰まっているんです。171号線から下も上もびっしり詰まって、牧野高槻線をつくろうと思ったら、300軒か400軒立ち退きせなあかんような牧野高槻線なんです。

それを使うからということで、一方的にされて、高垣町の自治会では、3カ月、4カ月間ほど要望し倒して、ちょうど地震の前の年の2月1日に説明会に来ていただきました。そのときにうち、三つ自治会があるんですが、東の自治会はこの牧野高槻線に接してないんです。ほんだら、「それは来たらいかん」と言う。三つの自治会、連合で市役所をお願いしたのに、「牧野高槻線に面してない自治会、おまえとこ来たらいかん」と言う。そんなもの、うち、連合自治会では対策がでけへんということで、一緒に来ても

らいましたけれども、ほんまに心配している住民が「説明してほしい」と言っても、なかなかできないようなシステムになっている。これは何とかせないかなと思って、私もこれにかかわり、自治会の対策委員長になったわけですが。

もう一つ言いたいことは、私たちが聞きたいのは、説明はわからんし、いろいろ勉強もして聞きましたら、うそばっかし書いてます。

なぜかと言いますと、うちの家内の里のところに横線を引っ張っていて、ここで騒音と振動の影響評価をした、と線を書いています。家内の里です。一遍でもそこに見に来たか。だれも見に来ていない。それでも、そこでやったら今よりも音が静かになる、と書いてまんねん。理屈はいっぱい書いてますよ。私は理屈はわからんけれども、一遍も見に来ないところで、机の上で線を引っ張って、それでどない言っているかというたら「防音壁をこしらえたら、何もなしより防音壁をつくったらもっと静かになる」と書いてある。そんな素人をだますようなことをね、今の科学技術がうそみたいなことをしはるのなら、これはおかしいぜということで、各調べてみましたら、一番山の原ですか、そこは山の中です。山の中でも同じように書いてある。

私がもう一つ心配したのは梶原です。梶原トンネルでご存じですね。名神の停滞するところで有名です。今拡張して、2本広げています。そのトンネルの出たところの真上を第2名神がまたぎよるんです。それがずっとトンネルで行くんですが、公害が大分ある中からいって、何も付けないと、排気ガスが「第2名神の入り口から住宅地まで300m離れているさかいに、拡散して、どうもおません」と書いてある。こんなあほなことあるか。今の交通、120kmで走るといっています。それがまともに走っていたときはいいけれども、もし停滞して、どろどろ歩いて、現名神でも竹が真っ黒になるようになっていのに、まだ名神が来て、それが全部こっちに、北風に乗って全部来たらどうなるかといったら、「300m過ぎたら、拡散するから調査をせんでもいい」。こんなあほなことを書いてある。私は少なくともそういうことのないように、ほんまに住民が見て、ああなるほどなど。今の技術でやったらこうなるんだけれども、おかしいなと言っても、ちょっと納得のできるような環境アセスにぜひしてほしいと思います。

もう一つ、自治会では、対策委員会をつくりまして、月1回ずつ対策委員会をやりながら、取り組みをしているんですが、ただ私たちは反対をしているだけじゃないんです。ほんまに高槻のまちづくりをするのやったら、牧野高槻線が必要かどうか、今の環境をこれ以上悪くしたくない、というのが自治会全員の合意です。

そこで、私たちは、NO₂ の調査を去年、おとどしからやって、お手元にお配りして
ますように、牧野高槻線の予定道路からそれぞれ地点をとって調査をしています。これ
を見てもわかるように、170号線の交差点では環境基準を超えることがしばしばありま
す。それから一番下の右に書いてある「ジャスコ前」というのが、堤防を越えた向こう
側にあるんですが、これは高槻市の要綱で初めて環境アセスをした大型施設です。とこ
ろが、これが1車線増やして、ジャスコの駐車場に入りやすいように、駐車場には木を
いっぱい植えて、きれいにしているんですけども、1車線を増やしても、交通停滞が
起きて、うちの高垣町の中まで日曜日になったら、171号線に出られんように交通停滞
を起こす。だから、環境アセスをやっても、事後ではやったとおりになった場合は、も
う一回やり直すなり、もう一回計画をやり直せるような形にちゃんとしてほしいと思
います。

私、夕べ2時、3時くらいまでかかって、市から取り寄せた意見書を全部まとめて読
んでました。そしたら、一番これにかかる線路の上のどこにある昔から住んではる人が
説明会のときに言っていました。「こんなもの、できもせん牧野高槻線をするよりも、檜
尾川の底を今の科学技術や土木技術ならできるから、檜尾川の下をトンネルで通して、
人に立ち退きをせんでも済むような方向でせい」と言ったんです。しかし、これは、先
ほどから聞いていたら、代替案を先祖伝来地元に住んではる人がやはり具体的に言っ
ているんです。そういうことも検討できるようなアセスの制度にぜひしていただきたいと
思います。

よろしくをお願いします。（拍手）

○矢吹会長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、橋本徹さん、よろしくお願いいたします。

予定の時間をほとんど過ぎておりますので、ごく短くお願いします。

会 社 員

橋 本 徹

ただいま同じ自治会の野沢さんが説明されましたので、それとダブらないように、注
意して申し上げたいと思います。

牧野高槻線について意見を申し述べたいと思うんですが、特に牧野高槻線の問題で、

私が実際に体験しました環境アセスメントの問題について意見をちょっと述べさせていただきます。

6年前の1993年に第2名神高速道路の計画が発表されたときに、高槻では、第2名神と現名神をつなぐジャンクションを設け、国道171号線と結ぶためにインターチェンジを付けて、28年前も前に線引きしてあった死に体同然の都市計画道路の牧野高槻線をよみがえらせて、アクセス道路として建設することが明らかにされたわけです。

この地図は、非常に見にくいかもしれませんが、これが計画されている第2名神です。これが現名神でございます。牧野高槻線というのは、枚方の牧野から淀川を渡って、ずっと第2名神、それから現名神につなぐアクセス道路となるわけです。私たちの高垣町というのは、先ほどの地図にありますとおり、住宅の真ん中を斜めに縦断する形で牧野高槻線が引かれております。

それで、私たちは第2名神の説明会のときに、このアクセス道路も結局は第2名神と一体のものではないかということで、アセスをやるように要望しました。しかし、国の回答は「これは都市計画道路で既に決定済みだから、環境アセスはしない。不要である」ということでした。

それで、私たちは今度大阪府に参りまして、「牧野高槻線について環境をアセスをやってください」ということを申し上げたんですが、「既に都市計画決定済みのものだから、環境アセスは不要だ」というご回答を得たわけです。

現在の環境アセスの要綱の32条及び附則では「計画してから5年以上事業を実施していないものについては、環境アセスの手続を再度実施すべしである」と書かれていますし、また、牧野高槻線は、現在の要綱が実施される以前に線引きされたもので、結局、牧野高槻線については環境アセスというものが一切行われなかったわけであります。

そういうことで「環境アセスをやるべきではないですか。現要綱に照らしてもやるべきではないですか」ということを申し上げました。すると、今度は「現要綱では、一般道路については、4車線以上かつ5km以上でないと、アセスの対象事業にはならない」と言われたわけです。

ちなみに、牧野高槻線は幅員40mあります。確かに5km以下ですけれども、実際の使われ方、第2名神、現名神から171国道をつなぐアクセス道路ですから、大量の自動車が、ここは坂道になるんですが、そこを上り下りするわけです。だから、アセスは当然やるべきだと思うのですが、そういうことで「アセス要綱に基づいて対象にならない」

ということが言われています。

今度新しく制度化されます条例になる場合には、ぜひともこのような、単に40m、5 km以上ということに縛られるのではなくて、実際にその道路が環境にどれだけ与えるのか、その重大さをはかっていただいて、アセスをやっていただきたいと思います。

それともう一つ、5 kmに限定して言いますけれども、牧野高槻線というのは、先ほども言いましたように、枚方の牧野から高槻の成合地区までを含めたものが牧野高槻線で、これは全体でいきまして5 km以上あるわけです。ところが、今回はアクセス道路として、国道 171号線から北の分だけを工事するのだということで、これは5 km以下だということが言われているわけです。

いずれは 171号線から南側も着工されて、十三高槻線と結び、あるいは枚方の牧野穂谷線につながっていくと思います。そうすると、非常に交通量も飛躍的に増えていきます。その分また追加される 171号線より南についても、今度はまた5 km以下だからということで、アセスの対象外にされるおそれは十分あるわけです。つまり、全長5 km以上の牧野高槻線は、工期をずらしていくことによって、5 km以下に刻んで、こま切れにして、結局アセスを外していく。アセスにかけないで工事を進めていくということが行われるわけです。だから、新しくできます制度では、こういうこま切れのアセスにならないようにご配慮をお願いしたいと思います。

それで……。

○矢吹会長 ありがとうございます。時間が大分超過いたしましたので……。

次は、中津コーポ高速道路に反対する会の事務局長代理の橋本正弘さん、どうぞよろしく願いいたします。

中津コーポ高速道路に反対する会 事務局長代理 橋本正弘

お疲れかと思えますけれども、しばらくご辛抱いただきたいと思います。

先ほどご紹介いただきましたように、中津コーポ高速道路に反対する会の橋本です。私ども26年間、淀川左岸に高速道路をつけるという計画に反対してきたんです。それで、大阪市のアセス、大阪府のアセス、これを縦覧して、意見を出し、意見陳述をやって、つぶさにアセスの制度と対応してきたんですが、その中でどういう感想を持っているか

ということなんで、ずばり私どもの意見を述べさせていただきたいと思います。

まず最初に、計画段階から情報公開、それから住民参加、それから代替案、これを提示していただきたい。どうしてかと言いますと、私どもの中津コーポというのは、資料にもありますように、863戸の集合住宅です。これは大阪市住宅供給公社が分譲したものです。分譲する前は、淀川で、ここにありますが、「4,000坪の緑地があなたの庭だ。北側は淀川に面して、広大な空間に恵まれ、風通しもよい、眺望も格別だ」と、こういう環境の良さを主張して売っておきながら、その前に、当時高槻線と言っていたんですが、その計画があるということを隠していたわけなんです。

そのときに公開されて、「こういう計画もありますよ」ということが言われていたならば、我々も26年間にわたって、ものすごいエネルギーと経費を使って、こういう反対運動を起こす必要はなかったんです。成田の問題と一緒になんです。ここで、みんなが団結して、反対運動が広がって、国会まで行って、金丸さんが当時建設大臣で、「住民が反対する道路はつくれない」ということで、高槻線は消えたんです。ですから、早い段階で住民を参加させて、情報を公開するということがいかに大事であるか、ということをお私にここで述べておきたいと思うんです。

次に、アセスの縦覧期間は余裕をもっていただきたいということ。それで、大阪市から府にアセスが上がって、府は「アセス」と言っていますが、大阪府がやったものそのままです。何ページか色が変わっていた程度です。ほとんど一緒なんです。それで、とにかく連休が終わった5月8日。で、5月22日、要するに2週間で意見を持ってこいと。それも、縦覧の発表が、大阪府の広報で期間が発表される。大阪府の広報で、だれがどこで見たらいいかというような形です。我々はこれを聞いてましたから、私どもの会でもつぶさにチェックしてましたので、これはわかったんですけれども、これはやはりマスコミを通じて「縦覧がある」ということを周知徹底していただきたい。こういうことを特にお願いしておきたいと思います。

それから、2週間の間にあの膨大なアセスを検討して意見を述べなければならない。住民があんなものを見てもよくわからない。住民はお金を出して、専門家に検討していただかなければいけない。それにはちょっと期間が短過ぎる。ですから、期間を十分取っていただきたい。そういうことひとつ考慮していただいて、私どもはこれをぜひお願いしたい。

それから次に、評価に住民をとということです。アセスを皆さん見られたこともあるか

と思いますが、交通量だとか、昆虫だとか、野鳥だとか、植物だとか、克明なデータが確かに載っています。しかし、その沿線に住んでいる住民は、どんな人たちが住んでいるのか、どんな工場があるのか、反対の人たちがいるのか、どのくらい転居しなければいけないのか、そういうことは一切アセスにはないんです。だから、これは人間不在なんです。ですから、今度アセスにはそういうことを入れていただきたい。

そうでないと、大阪府の基本条例の基本理念にある「人の心の通う環境の保全と創造、良好で快適な環境を享受する府民の基本的な権利」、こういうものが真に守れないことになると思うんです。

次に、現地調査結果を公開していただきたいということです。アセスをつくるに当たって、大阪市の方は、バックグラウンド値とか、基礎調査をしなければいけない。我々が反対してしまして、座り込みもしたんですが、1990年8月9日、なんと夜中の3時に業者を使って観察小屋を建設した。そして、いろいろな機器が持ち込まれて、データを取られていました。我々はどんなデータが出たのだろうかということに非常に興味を持ってはいたわけですが、そういうものは一切公開されなかった。無理やり小屋を建てて、データを取ったんだから、住民にはそういうデータを公開していただきたい。

それから次に、交通予測に関する基礎資料の公開。我々が府のアセス、市のアセスで一番問題にしていたのは、交通量が5万台だと。第1環状では1990年で15万台、3分の1の交通予測。そして、環境にかなう、問題はない、道路をつくりなさいという結論になっているわけです。これは、いろいろな角度から、このデータはどこから来ているのかということの問題にしたわけですが、どこからも回答はなかったんです。「アワセメント」と言われても仕方がないということですね。

次に、アセスの意見陳述をしました。意見陳述のときは、府からも連絡がありましたんですが、とにかく府の意見陳述が非常になっていない。というのは、大阪市の段階ではかなり時間をかけて、公開で、傍聴席も設けて、じっくりと聞いていただきました。それからほかの人たちがどういう意見を述べるのか、よくわかったんです。大阪府の段階では、委員の前で一人ずつ出て意見を述べなければいけないということで、これは私は市と府でえらい違いだということで、委員長さんをお願いしたんですが、事務局の方から入り口で押さえつけられるというようなこともあったんです。ですから、これも、大阪市の段階では公開でみんなしゅくしゅくとやっていたから、問題はないんです。たくさん人が入ってきて、大騒動になったときは、事務局も注意は必要かと思えますけ

れども、これは住民を尊重していただいて、公開で、傍聴もできるというような開かれた意見陳述ができるようお願いしたい。

それから最後ですけれども、いろいろな問題を提起——アセスを見ていろいろなことを言ったんです。そして、専門委員会の方々は、これは予測値だということで、だから、ここに書いてあるようなことがオーバーするならば、これは要するに監視しなければいけない。ですから、真に環境を守るとするならば、環境アセスに出ているデータをしっかり監視して、環境が悪くなる場合は、そこを速度制限をすとか、交通量を制限するとか、そういうことをやらないと、環境は改善されないんじゃないかということです。

時間が来ましたのでこれくらいにしておきますが、私どもの経験に基づいての意見ということで、広範囲な話はできないんですけれども、我々がアセスを見て感じたというところで意見とさせていただきますので、またよろしく願いいたします。(拍手)

○矢吹会長 どうもありがとうございました。

続きまして、大阪から公害をなくす会事務局長の林功さん、よろしく願いいたします。

大阪から公害をなくす会 事務局長

林 功

林でございます。お手元の意見要旨がありますので、それに基づいて陳述させていただきますが、公害をなくす会として、これまでも繰り返し意見書を出してまいりましたし、今回の審議に当たりまして、42ページ、43ページにありますような審議に当たっての要望書も、既に9月の段階でお出しをしております。特に専門委員会での審議などもずっと傍聴もさせていただいて、私は率直に言って、今回ほど非常に活発な議論が行われ、新たな課題に挑戦する姿勢があったということで、評価するにやぶさかではありません。

具体的に前進している面もありますし、先送りすとか、非常にあいまいですけれども、積極的に議論された事項もありました。それは、この要旨に書いておりましたが、しかし、問題は、大阪の環境を改善する決定的な手段としてアセスメント制度があるんだという立場から見れば、国の枠の中で議論、そこに押さえ込まれる議論になっているのではないかという印象を強く持っています。

その点では、より積極的に、改めてアセスメントの目的は、現状を改善できる制度で

なければならない。あるいは、環境基本条例の良好で快適な環境を享受する権利を実現するためのものだと、この点をきっちりと踏まえていただきたいと思います。

きょうの発言にもありましたように、とりわけ道路をめぐるアセスメントについては、どこでも大変な不満、あるいは住民の納得が得られてない状態が続いています。結果として、最近発表された「環境白書」でも、自動車排ガスによる二酸化窒素濃度は一向に改善されませんし、昨年度の環境濃度は最悪の事態ということになっています。府の当局の皆さんと先日も意見交換をしたんですが、単なる横ばいの中での微変化というふうには見ていない、非常に深刻な事態だというふうに受けとめている、というのが当局の担当者の方です。そういった事態を生み出さないアセスメントをつくるということがこの目的だ、ということを変更して最初に申し上げておきたいと思います。

具体的な中間まとめの内容に沿っての意見書につきましては、別途、公式に、大阪から公害をなくす会の会長名の判こを押したもので、文書意見として提出させていただいています。かなり詳細に提案しておりますので、ぜひ改めてご参考にしていただければと思います。

会としての意見については、いろいろな方の意見や、専門家の皆さんの意見なども含めて、約半年間にわたって今回も議論をしてまいりました。そういうことで、改めてよろしくお願ひしたいと思います。

時間の許す限り、特に強調しておきたい点を二、三申し上げておきたいと思うんですが、一つは、どなたからも出ておりますように、早い段階からのアセスメントですけれども、中間まとめによりますと、実施計画書の段階から住民参加の手続を入れたということをもって、早い段階ということであるように思われますけれども、こういうごまかしの報告書にさせていただきたくないなと思います。

問題は、やはり上位計画における環境配慮の仕組みをどうするのか、その仕組みの構築に向けてということで議論がありましたし、中間まとめにもその必要性が書かれているわけですけれども、具体的には、私たちとすれば、例えば上位計画といいますと、大阪府の例えば総合計画があるわけですけれども、総合計画などの上位計画の中に環境的な視点を貫く手段が必要だと思います。これはアセスメント制度の中で位置づけることは可能だと思いますし、例えば総合計画の段階で環境面について府民の意見を聴くことや、あるいは人口予測、あるいは交通量の予測、あるいは生産量の予測、こういった大きな枠での環境予測を行うことは可能だと思います。また、計画を事業化するに際して

の環境配慮はこうあるべきだといった点、こういったことを実際に組み入れていくという制度は可能だと思いますし、できるだけ具体的にご検討をいただければありがたいと思っています。

それからもう一つ強調したいのは、住民参加と情報公開ですが、これもどなたからも意見が出ています。

まずは、住民参加の目的とか、情報公開の目的について、少なくとも——角橋さんは、今の府の情報公開条例とかは余り役に立たんと言われていましたけれども、少なくとも理念は立派なんです。書いてあることは。しかし、今回の中間まとめには、府の情報公開条例の理念さえまともに書いてないということになりますし、明確に、住民参加の目的というのは、最初にも申しあげましたように、環境の改善に役立つかどうかですから、そういった立場からの住民参加というふうに考えれば、良好で快適な環境を享受する府民の基本的な権利を侵害してはならない。侵害することのないように、住民の権利の侵害を排除することがこのアセスメントの目的だ、ということも明確に書いておいていただきたいと思います。

そして、さらに、私たちは十数年前から要求しているんですが、アセスメントの請求権あるいは調査権というものを明確に位置づけていただきたいと思います。例えば調査権につきましても、膨大なアセスメントの中身を住民が検討するに際して、片一方でやさしいものをつくっていただくということも大事ですが、しかし、将来に禍根を残さないために、住民側でも専門的な意見を作成することが必要なわけで、そのための支援の制度もぜひ検討していただきたい。こんなことを思っています。

それから、同じように環境影響評価委員会につきましても、第三者性とか、評価委員会の住民代表を入れろとかいう意見も出ておりましたが、第三者性を財政上保障するというのも大事ではないかと思います。環境影響評価委員会が自らの裁量で、調査の権限を持って、しかも財政的には保障されてやれる。そこまで委員会を持っていくべきだと思っています。例えばそういう具体的なことを提言しておりますので、ご検討をよろしくをお願いします。

最後に、「要旨」の最後にも書いていますが、条例の前に、答申に当たってはあいまいな表現はぜひなくしていただきたい、ということをお願いしておきたいと思っています。よろしくお願いいたします。（拍手）

○矢吹会長 どうもありがとうございました。

では、続きまして、大阪・住民のための情報公開センター所長の藤永延代さん、よろしく願いいたします。

大阪・住民のための情報公開センター所長

藤 永 延 代

大阪・住民のための情報公開センターの藤永と申します。

私どもセンターは、1985年、大阪府の情報公開の制度——公文書公開条例及び会議公開の指針が検討されておりますときに、大阪府情報公開対策連絡会議として発足したものでございます。昨年3月に、もう少し住民全体に開かれたものにするためにということで、名前を「大阪・住民のためその情報公開センター」というふうに改めました。そして、毎月4の日を「情報公開の日」と決めまして、いろいろな住民運動をされている方、また住民個人及び市民運動団体からの情報公開に関するご相談を受けながら、そこで一緒に請求運動を進めている立場でございます。

そういう立場から、本日、こういう環境アセスメントの制度をよりよいものにするためにということで、審議委員会の皆様がその在り方に関する市民からの意見の募集をされて、こういう意見発表の場を設定されたことは、私どもの立場からも大変評価をしたいと思います。

ただし、こういう場でございますから、この会そのものの運営についてももう少し柔軟なものにしていただきたい。私どもここに来ますまでは、当然いろいろな活動も続けて、経験も踏まえて、そしてこういう審議会も傍聴して、勉強して、そういう経験を踏まえて意見を発表するわけでございますから、一人でも多くの住民からの意見を聴くという立場で、本日文書発言になったものも含めて、ぜひご検討の対象にさせていただきたいと思っております。

そういう活動を踏まえまして、意見を発表させていただきますけれども、私どものセンターの活動を踏まえまして、最近情報の公開に関する住民の関心というのは、自ら住んでいる街がどのように変わろうとしていくのか、そして税金が一体どのように使われているのかということに強くなっています。ましてや、先ほど来ご意見の発表がありましたように、自らの住む住宅のすぐそばに大規模な開発や高速道路が建設される。健康や快適な生活に直接影響を及ぼすような計画がある場合、大きな関心が寄るのは当然

のことであります。

大阪府の公文書公開条例というのは、国の情報公開法そのものをいまだ検討中でございますけれども、地方自治の立場から、全国に先駆けて、いい内容を盛り込んだものとしてできております。「府の保有する情報は全て府民のものであって、これを共有することにより、府民の生活と人権を守り、豊かな地域社会の形成に役立てるべきものである」と前文で書いてありまして、その上で府の保有する志保は公開が原則ということなっています。

また、これも全国に先立ってですけれども、「会議公開の指針」というのは、各種審議会の公開を示唆しまして、審議状況を府民に明らかにし、審議会等のより公正な運営の確保に資するとともに、府民参加による府政の推進に寄与する、としております。中間まとめも、その点を考慮されて、実施計画の段階から情報の公開や参加がうたわれておりますけれども、私のきょう発言したいのは、主に「まとめ」の11ページ、12ページのところなんですけれども、この中間まとめでは、適切な情報公開が行われる中で、住民が環境保全上の意見を述べ、これに対する事業者の見解を明らかにすることによって、事業者が行う適切な環境保全の配慮の確保に資するというところで、計画全体を知ることが住民の権利であり、行政には事業者の説明する責任があるという基本理念が欠落しておりまして、事業者が行う計画が優位で、住民はそれに対して意見を言う程度にとどまっていると私どもには読めるわけでありまして。

したがって、住民参加とか情報公開ということも、事務手続上の流れを書いているという程度しか私どもには読み取れません。これまで発言がございましたが、情報の開示が不十分であったり、評価の根拠が示されなかったり、開発計画そのものが密室審議で決定されてきたなど、住民不在のアセスの在り方を根本的に改める、そういう制度にしていただきたい。そして、情報公開や住民参加が本当に実効あるものにする制度となるように要望して、具体的意見を述べます。

具体的には、「目的」に、住民の知る権利、意見を言い、聞き届けられる権利、事業者の説明義務、情報の適切な管理と迅速な検索体制の確立など、ぜひ盛り込むようなものにしていただきたいと思うわけでありまして。

二つ目に、住民参加については、先ほど来皆様おっしゃっています、基本計画の最初の段階から住民が情報を知り、説明を受け、意見を言う機会が保障される、そういうものにしていただきたい。そして、公聴会も意見述べる機会だけではなくて、住民の意見

に対する審査会委員の回答を聞く場としても保障していただきたい。地域の状況は地域の人に聴く、これが本当に大事だろうと私は思うわけであります。

三つ目に、情報公開について、11ページにはこのように書いてあります。「情報が正しく住民に伝わる」というふうに書いてあるわけですがけれども、府の保有する情報は全て住民のものであるという立場から、「全て公開される」というふうに文言をしていたいただきたいと思います。

そして、四つ目なのですが、情報の公開対象となる内容なんですけれども、予測、評価の根拠となる調査データ、手法、係数、地域環境全体への影響を示す全てのものを指し、私どもの情報公開センターの活動の中の教訓、本当に痛いところですが、文書不存在というのが大変多いわけです。したがって、それら情報の確保ということもぜひ必要であり、確保し、保存し、管理し、迅速な検索のための体制確立、そういうことをぜひ明記していただきたいと思います。

最後に、環境影響評価委員会のことなんですけれども、私はやはり第三者性——住民の声を聴き、そして事業者の意見も踏まえ、第三者的な役割が十分担われるように、中立性の確保について明記していただくこととあわせ、会議は全て公開を原則とするというふうにしていただきたいと思います。

以上でございます。（拍手）

○矢吹会長 どうもありがとうございました。

続きまして、二色の浜道路対策連絡協議会元会長代理の森次郎さん、よろしくお願いたします。

二色の浜道路対策連絡協議会 元会長代理

森 次 郎

ただいまご紹介にあずかりました貝塚市の森でございます。私は二色の浜道路対策連絡協議会の一員です。環境アセスメントの中間まとめの労に対し、委員の皆さんに敬意を表します。また、私に意見を述べる機会を与えてくださった当局に感謝いたします。

長時間で恐縮ですが、少しお時間を下さい。

1 はじめに

現在の環境アセスメント制度並びにその運営は、1967年制定の公害対策基本法の環境

基準、公害防止計画、被害者救済制度（一部削除）の三本柱のもとで、大きな被害が出ないと公害と言わないことを前提とした歴史的背景、すなわち公共事業並びに経済成長至上主義の上に立っていたので、そこに内在する環境保全については、どうしても二の次にされていたと言って過言ではないと思う。

本来、環境アセスメント制度並びにその運営は、環境改変に際し、現在及び将来の人間のために、環境保全の観点から、よりよい意思決定を目指すことが本来の目的でなければならないと私は思う。

ところが、今日まで日本においては、環境アセスメントを行った結果、環境に与える影響が大きいとして、中止したり、また大幅に変更した事例はほとんどないのはなぜだろうか。それにひきかえ、環境保全を重視する諸外国においては、結果によって、当該行為を中止したり、大幅に変更することは日常茶飯事である。残念ながら現在の制度運営は、単なる環境負荷を認めるための免罪符を与える形式的なものであると言わざるを得ない。また、事後の監視体制も十分な機能を果していない。

2 今後の制度の基本的な在り方について

私は、三つの視点——反省、認識、承認。

イ 大阪府域の環境全に、現在の制度・運営によって成果を上げているという認識は真摯に反省しなければならないと思う。果たした役割は、地域住民の環境負荷の犠牲の上に、開発行為並びに経済成長が促進できたということで、その成果は大きな効果があった。今後は、大阪府公害対策審議会の答申した趣旨に基づき、環境基本条例の基本理念にいかん反映したものにするか、また、大阪府行政手続条例たるものがなぜ必要になったのか、十分な考察がなければならないのに、この条例が制定されたゆえに制度もその趣旨に沿って改正することが必要となった、とあるが、現在の制度が不公正で、不透明で、権利利益を侵害してきたことは顕著な事実となったのだから、行政手続条例が制定されなくても、当然変えなければならない問題である。

ロ 新制度は、もちろん大阪府環境基本条例並びに大阪府行政手続条例及び環境影響評価法の法律との整合性がなければならないが、何よりも現状において一番重要なことは、地域住民の環境権並びに自然共有権（私は固定概念でとらえているわけではない）をどのような位置づけをするかである。明確な位置づけがなければ、現在の制度と根本的にほとんど変わらないものになるばかりか、前述の条例との整合性を欠くおそれが十分であると思うので、留意する必要がある。

ハ 住民参加について

地域住民に限定して、初めから終わりまで意思決定に参加させ（事後の監視体制にも参加させる必要がある）、地元住民手続を生命線とすべきである。現在の制度運営が地域住民の意思を反映させようとする私たちの考え方に対して、わが国の風土が必ずしも十分熟していないとか、社会的混乱を助長する懸念があるとか、国民経済上必要な開発行為を不等に遅滞させることになるとかの理由で、住民参加を原則として認めないものであったことは公知の事実であった。そこには不公正で、不透明で、権利・利益の保護に欠けていて、公共事業並びに経済成長の名のもとに、環境負荷だけ地域住民に押しつけた結果、今日の地球環境を招来させたことはまぎれもない事実である。

2 その他の重要な事項として

(1)制度の趣旨から、普通一般人の平均的な能力で理解できる程度の内容とすべである。できるだけ可視化したものがベターであると思う。

(2)複合的総合的なアセスメントでなければならない。

(3)アセスメントはあくまでも予測値であって、誤差を見込んだ安全率を考えること。

(4)代替性のあるものは、比較検討して提示すること。

3 おわりに

私は長い間二色の浜地区の環境問題に取り組み、その中で制度運営についての実践を体験いたしました。環境アセスメントの具体的な推移のそごについて、世論は一体どのように考えているのだろうか。環境に関する法体系も、過去より現在改善してはきたが、まだまだ他の法体形と比較すれば十分に整備されたとはいえないと思う。

特に問題は、環境負荷の責任負担者をどうするか。私は受益者負担の環境税の創設を主張したいと思考しています。また、関空の貝塚陸上ルートは、原則として承認する立場をとっています。何はともあれ、環境アセスメント制度について、現状において、住民参加を含め、地域住民側に立った抜本的改革をしても、何ら国民経済上不当な結果をもたらすような事態は起こらないと私は確信しています。そうすることによって、初めて一般府民の環境に対する協力が得られる所以になると思う。

どうか事業者のための環境アセスメントではなくて、府民のための環境アセスメント制度、その運営を強くお願いして、私の意見といたします。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○矢吹会長 どうもありがとうございました。

以上、後半の9名の方々の意見発表が終わりました。発表者の皆様、どうもご苦労さまでございました。

委員の皆様、特にお聞きすることはございませんでしょうか。

○小林委員 お聞きすることは、今皆さんからご意見を聴いたところですので、これから研究してまいりたいと思うんですが、私の感想としましては、私自身も公害道路、第2阪奈道路の建設にかかわって10年間ほど運動してきた立場から、本当に今道路公害については大変な状況にあるなというのをつくづく感じましたし、特に運動されている皆さん、あるいは研究者の皆さんと一緒にきょうご意見を出してくださったと思うんです。それを私たちも慎重に検討して、本当に実効あるアセス条例を大阪府でまずつくる。国の方がどうであろうと、その法を乗り越えてでも、大阪でいい条例をつくるために、これから大いに審議会でも検討していかなくちゃならないというのをつくづく感じたところございます。

それで、感想だけですが、あとちょっとこれからの進め方についてご意見を申し上げたんですが、恐らくきょうの公聴会でいろいろ聞かせていただいた意見を、まず専門委員会でご検討なさると思います。それも十分にさせていただきたいと思うんですが、その後、審議会にかけられると思うんですが、できましたら、審議会は十分に議論ができるような時間と日にちをちゃんと取っていただいて、どうも府当局は12月までに条例をつくってと言ってますけれども、これは拙速過ぎると思うんです。いいものをつくろうと思ったら、やっぱり時間が必要ですから、その点でも十分時間を取って、本当に皆さんがおっしゃるように、我々自身で環境を守るという立場から、いい実効あるアセス条例をつくれるように、ぜひ会長さんも、専門委員の責任の先生もよろしくお願ひしたいと思います。(拍手)

○矢吹会長 どうもありがとうございました。

○池田敏雄専門委員会委員長代理 本日の発言者の皆様のご意見は、大変有意義なご発言も多かったと思います。少なくとも私個人にとっては大変教えられるところも多かったと思います。

ところで、今回の「環境アセスメント制度の在り方」に関する意見の募集は、発言者のご意見のほかに、いわゆる文書による意見の募集ということで、二本立てで行われていたと思います。今、多分事務局の方で文書による意見は取りまとめをしておられる最

中だと思いますけれども、その状況を私どもに聞かせていただいて、いつごろ私どもの手元で審議ができるか、このあたりをご説明いただければと思います。

○事務局 それでは、事務局の方から、書面による意見の募集の状況につきましてご説明申し上げたいと存じます。

書面による意見の募集は10月末で締め切りということになっておりまして、20件の書面のご意見をいただいているところでございます。今、印刷にかけてございまして、その仕上がりが来週前半早々には上がるのではないかと考えてございまして、委員の先生方には来週前半にご送付申し上げる予定といたしております。

また、一般の方にもご希望がございましたら、環境政策課の方でお渡しできるよう、部数など取りそろえるということでご用意をさせていただくと。このように考えてございます。

以上でございます。

○矢吹会長 そのほかございませんでしょうか。

それでは、ないようでございますので、本日の意見聴取は以上をもって終わらせていただきます。どうもご苦労さまでございました。

最後に、今後の審議会の進め方について確認をして終わりたいと思います。

本審議会といたしましては、本日のご意見や文書による意見を参考にいたしまして、さらに審議を進めていきたいと思っておりますが、前回9月11日の審議会で確認いたしましたとおり、先ほどもちょっとご意見がございましたが、再度専門委員会を開催いただきまして、ご検討をお願いしたいと思います。その検討結果を踏まえまして、本審議会で審議の上で最終案を策定いたしたいと考えておりますので、委員の皆様には引き続きよろしくお願いを申し上げます。

以上をもって審議会を終了いたします。長時間どうもまことにありがとうございました。

○若林（正伸）委員 委員の若林ですけれども、きょう出た意見とか書面による意見について、専門委員会でご検討いただけるということなんですけれども、いろいろ提案があったと思うんです。計画の段階でのアセスをしろとか、いろいろ情報公開の。それを取り入れる、取り入れないということを判断されると思うんですけれども、取り入れられんものについては、こういう理由で取り入れられないとか、そういうことを専門委員会の結論を出すときに、同時に、我々委員に資料を配られる段階で、ぜひ判断経過を明ら

かにしておいてほしいと思うんです。よろしくお願いします。(拍手)

○矢吹会長 どうもありがとうございました。

それでは、これをもって終了いたしたいと思います。長時間どうもありがとうございました。

(午後4時31分閉会)